

上尾市・桶川市・伊奈町 合併研究報告書

上尾市・桶川市・伊奈町
合併研究担当課長会議

Contents

1. 地域の概要	1
2. 行財政の現況	13
3. まちづくりの方策	17
4. 合併の効果と影響	23
5. 合併のメリット（効果）と デメリット（課題）の検証	28
6. ーこれまでの検証を通してー	32

1. 地域の概要

(1) 上尾市、桶川市及び伊奈町の地域概況

上尾市、桶川市及び伊奈町（以下「2市1町」という。）の区域は、東京から40km圏、埼玉県のほぼ中央部に位置しています。これらの区域の中央を南北にJR高崎線、国道17号が走り、東は菖蒲町、蓮田市、西は川島町、川越市、南はさいたま市、北は北本市、鴻巣市と接しています。総面積は、85.61km²で、東西11km、南北11.8kmの広がりを持っています。

地形的に見ると、これらの地域の大部分が大宮台地に属し、起伏の少ない平坦な地形で、海拔はおおむね20mです。東境に元荒川、綾瀬川、西境に荒川が流れています。

江戸時代には、上尾市、桶川市は米麦、べに花などの集散地として物流機能を担うとともに、中山道の宿場町として栄えました。また、伊奈町は勸業治水により水田地帯として開けました。その後も、この地域は豊かな田園地帯と中山道を軸に発展し、戦後はJR高崎線によって東京都心部まで1時間以内で結ばれるという地理的条件に恵まれ、住宅開発が進み、人口が急増した地域です。

今後、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、上尾バイパス及び第二産業道路等の広域的な幹線道路の整備によって、交通の要衝としての機能を果たし、産業基盤の一層の充実が図られ、埼玉県内はもちろんのこと首都圏においても中軸となる自立した都市圏を形成していくことが期待されています。

(2) 歴史的形成過程

今まで全国の多くの市町村は、明治20年代の「明治の大合併」及び昭和30年前後の「昭和の大合併」を経験しています。明治の大合併以前の区域は、現在の大字等となっており、昭和の大合併以前の区域は、現在の地区等となっています。

昭和の大合併では既に、埼玉県が上尾・桶川・原市・平方町、伊奈・大石・大谷・加納・上平・川田谷村の10ヶ町村（現在の2市1町地域）の合併構想を示しています。

上尾市においては、昭和30年1月1日、上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の3町3村が合併して上尾町となり、3年後の昭和33年7月15日に市制を施行しました。

桶川市においては、桶川町が昭和30年1月加納村及び同年3月川田谷村と合併、昭和31年4月上尾町大字井戸木字後を編入、その一部を分離し、昭和45年11月3日に市制を施行しました。

伊奈町においては、昭和18年に小室村と小針村が合併して伊奈村となり、昭和45年11月1日に町制を施行しました。

(3) 人口推移、人口推計及び人口規模

①人口推移

2市1町地域の人口の推移を昭和55年からの国勢調査で見ると、昭和55年の242,995人から一貫して増加を続け、平成12年には319,130人になっています(図表1)。

図表1 人口推移(各年10月1日現在)

単位:人

市町村	昭和55年 (1980)	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)
上尾市	166,243	178,587	194,947	206,090	212,947
桶川市	55,747	61,499	69,029	73,084	73,967
伊奈町	21,005	23,867	27,100	29,792	32,216
計(2市1町)	242,995	263,953	291,076	308,966	319,130

平成12年国勢調査の2市1町地域の年代別3区分の構成比は、年少人口は15.0%、生産年齢人口は73.0%、高齢人口は12.0%となっています。埼玉県年代別3区分の構成比と比べて、年少人口では0.2%、生産年齢人口では0.8%上回り、高齢人口では0.8%下回っています(図表2)。

図表2 年齢別人口(平成12年10月1日現在:年齢別人口には年齢不詳を含まない)

市町村等	総人口(人)	年齢別人口(人)			構成比率(%)		
		年少人口	生産年齢人口	高齢人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口
上尾市	212,947	32,063	155,756	25,028	15.1%	73.1%	11.8%
桶川市	73,967	10,892	53,278	9,748	14.7%	72.0%	13.2%
伊奈町	32,216	4,818	23,979	3,364	15.0%	74.4%	10.4%
計(2市1町)	319,130	47,773	233,013	38,140	15.0%	73.0%	12.0%
埼玉県	6,938,006	1,024,787	5,011,202	889,243	14.8%	72.2%	12.8%

*「年少人口」は0～14歳、「生産年齢人口」は15～64歳、「高齢人口」は65歳以上の人口。

②人口推計

わが国の総人口は平成18年(2006年)にピークを迎え、以後長期の減少過程に入るといわれています。

「市町村の将来人口(2000～2030年)」「(財)日本統計協会:平成14年3月発行」により、上尾市、桶川市及び伊奈町並びに埼玉県の将来の人口推計を表したのが図表3-1です。2市1町地域の人口は、わが国の総人口がピークに達する2006年以降も増加を続け、2015年前後にピークに達し、以後は減少過程に入るものと予想されます。また、2市1町地域の65歳以上の人口構成比は、2000年以降増加傾向にあり、2015年には25%(4人に1人が65歳以上)を超えるものと予測しています。

図表3-2では、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所による上尾市、桶川市及び伊奈町並びに埼玉県の将来の人口推計を表しています。

図表3-1 将来の人口推計値：(財)日本統計協会(平成14年3月)

市町村等	項 目	2000年		2005年		2010年		2015年		2020年		2025年	
		人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比
上尾市	総 数	212,947		218,153		221,852		223,432		222,149		217,822	
	年 齢 区 分												
	0-14	32,063	15.1%	31,918	14.6%	31,735	14.3%	30,896	13.8%	29,827	13.4%	27,979	12.8%
	15-64	155,756	73.1%	151,243	69.3%	144,008	64.9%	136,925	61.3%	132,962	59.9%	130,849	60.1%
桶川市	総 数	73,967		74,288		74,033		73,089		71,302		68,628	
	年 齢 区 分												
	0-14	10,892	14.7%	10,422	14.0%	10,001	13.5%	9,476	13.0%	8,952	12.6%	8,252	12.0%
	15-64	53,278	72.0%	50,819	68.4%	47,410	64.0%	43,692	59.8%	41,103	57.6%	39,257	57.2%
伊奈町	総 数	32,216		34,715		37,230		39,520		41,324		42,521	
	年 齢 区 分												
	0-14	4,818	15.0%	5,158	14.9%	5,461	14.7%	5,611	14.2%	5,733	13.9%	5,615	13.2%
	15-64	23,979	74.4%	24,730	71.2%	24,663	66.2%	24,557	62.1%	25,076	60.7%	26,094	61.4%
計 (2市1町)	総 数	319,130		327,156		333,115		336,041		334,775		328,971	
	年 齢 区 分												
	0-14	47,773	15.0%	47,498	14.5%	47,197	14.2%	45,983	13.7%	44,512	13.3%	41,846	12.7%
	15-64	233,013	73.0%	226,792	69.3%	216,081	64.9%	205,174	61.1%	199,141	59.5%	196,200	59.6%
埼玉県	総 数	6,938,006		7,065,297		7,147,258		7,175,057		7,135,858		7,024,099	
	年 齢 区 分												
	0-14	1,024,787	14.8%	997,859	14.1%	975,804	13.7%	949,716	13.2%	919,447	12.9%	870,626	12.4%
	15-64	5,011,202	72.2%	4,924,004	69.7%	4,737,162	66.3%	4,493,682	62.6%	4,354,544	61.0%	4,282,140	61.0%
	総 数	889,243	12.8%	1,143,433	16.2%	1,434,292	20.1%	1,731,660	24.1%	1,861,867	26.1%	1,871,331	26.6%
	年 齢 区 分												
	0-14												
	15-64												

図表3-2 将来の人口推計値：国立社会保障・人口問題研究所(平成15年12月)

市町村等	項 目	2000年		2015年		2030年	
		人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比
上尾市	総 数	212,947		228,021		220,617	
	年 齢 区 分						
	0-14	32,078	15.1%	30,098	13.2%	23,878	10.8%
	15-64	155,830	73.2%	140,894	61.8%	132,997	60.3%
桶川市	総 数	73,967		76,887		72,678	
	年 齢 区 分						
	0-14	10,899	14.7%	9,575	12.5%	7,473	10.3%
	15-64	53,314	72.1%	46,651	60.7%	42,331	58.2%
伊奈町	総 数	32,216		36,253		36,549	
	年 齢 区 分						
	0-14	4,826	15.0%	4,849	13.4%	4,036	11.0%
	15-64	24,020	74.6%	22,494	62.0%	22,274	60.9%
計 (2市1町)	総 数	319,130		341,161		329,844	
	年 齢 区 分						
	0-14	47,803	15.0%	44,522	13.1%	35,387	10.7%
	15-64	233,164	73.1%	210,039	61.6%	197,602	59.9%
埼玉県	総 数	6,938,007		7,216,360		6,916,664	
	年 齢 区 分						
	0-14	1,026,690	14.8%	918,784	12.7%	748,633	10.8%
	15-64	5,020,512	72.4%	4,530,932	62.8%	4,166,866	60.2%
	総 数	890,805	12.8%	1,766,644	24.5%	2,001,165	28.9%
	年 齢 区 分						
	0-14						
	15-64						

③人口規模

平成15年5月1日現在の市について、平成15年3月31日現在の住民基本台帳人口により、全国の人口30万人以上の市を一覧表にしたのが、図表4です。

図表4 全国の人口30万人以上の市

No.	都市名	都道府県	人口(人)	面積(Km ²)	No.	都市名	都道府県	人口(人)	面積(Km ²)
1	横浜市	神奈川県	3,466,875	437.13	36	倉敷市	岡山県	434,466	513.29
2	大阪市	大阪府	2,490,172	221.82	37	長崎市	長崎県	418,523	241.32
3	名古屋市	愛知県	2,117,094	326.45	38	福山市	広島県	407,456	742.02
4	札幌市	北海道	1,837,901	1,121.12	39	枚方市	大阪府	403,069	65.08
5	神戸市	兵庫県	1,483,670	549.72	40	岐阜市	岐阜県	401,657	195.12
6	京都市	京都府	1,386,372	610.22	41	町田市	東京都	392,466	71.62
7	福岡市	福岡県	1,315,007	340.03	42	和歌山市	和歌山県	389,562	209.22
8	川崎市	神奈川県	1,258,605	142.70	43	豊中市	大阪府	387,630	36.38
9	広島市	広島県	1,118,767	742.02	44	藤沢市	神奈川県	386,041	69.51
10	さいたま市	埼玉県	1,038,100	168.33	45	奈良市	奈良県	363,673	211.60
11	北九州市	福岡県	997,398	485.25	46	いわき市	福島県	362,589	1,231.13
12	仙台市	宮城県	991,169	783.54	47	旭川市	北海道	360,995	747.60
13	千葉市	千葉県	888,735	272.08	48	長野市	長野県	359,100	404.35
14	堺市	大阪府	787,374	136.79	49	豊橋市	愛知県	357,554	261.26
15	静岡市	静岡県	703,255	1,373.89	50	高槻市	大阪府	352,338	105.31
16	熊本市	熊本県	656,096	267.06	51	豊田市	愛知県	344,607	290.11
17	岡山市	岡山県	624,841	513.29	52	吹田市	大阪府	343,903	36.11
18	相模原市	神奈川県	604,908	90.41	53	岡崎市	愛知県	339,450	226.97
19	浜松市	静岡県	575,943	256.88	54	高松市	香川県	334,368	194.34
20	船橋市	千葉県	556,986	85.72	55	所沢市	埼玉県	332,238	71.99
21	鹿児島市	鹿児島県	545,876	289.92	56	郡山市	福島県	331,602	757.06
22	八王子市	東京都	523,829	186.31	57	柏市	千葉県	328,028	72.91
23	新潟市	新潟県	515,192	231.94	58	高知市	高知県	326,677	144.98
24	東大阪市	大阪府	496,206	61.81	59	川越市	埼玉県	326,321	109.16
25	姫路市	兵庫県	476,939	275.96	60	富山市	富山県	321,025	208.81
26	松山市	愛媛県	475,274	289.42	61	秋田市	秋田県	312,845	460.10
27	川口市	埼玉県	467,971	55.75	62	越谷市	埼玉県	311,088	60.31
28	松戸市	千葉県	465,707	61.33	63	宮崎市	宮崎県	306,325	286.99
29	尼崎市	兵庫県	462,386	49.77	64	那覇市	沖縄県	305,750	38.99
30	市川市	千葉県	450,188	57.46					
31	宇都宮市	栃木県	445,780	312.16					
32	西宮市	兵庫県	442,045	99.96	95	上尾市	埼玉県	216,847	45.55
33	金沢市	石川県	440,543	467.77	301	桶川市	埼玉県	74,293	25.26
34	大分市	大分県	439,378	360.97	—	伊奈町	埼玉県	34,585	14.80
35	横須賀市	神奈川県	435,412	100.67		計 (2市1町)		325,725	85.61

2市1町の合計人口は325,725人となり、全国で60番目の人口規模の市となります。これは、秋田市(秋田県)、長野市(長野県)、富山市(富山県)、高松市(香川県)、高知市(高知県)、那覇市(沖縄県)など、それぞれの地域における中核都市と同規模にあたります。

(4) 土地利用状況

埼玉県県土整備部都市計画課がまとめた「埼玉県の都市計画」によると、2市1町地域の総面積は 85.61km²で、うち市街化区域が 45.7%、市街化調整区域が 54.3%となっています(図表5)。

図表5 各市町の面積等(平成14年8月1日現在)

市町村	総面積(都市計画区域)	市街化区域面積	市街化調整区域面積
上尾市	45.55km ² (100.0%)	25.21km ² (55.3%)	20.34km ² (44.7%)
桶川市	25.26km ² (100.0%)	8.19km ² (32.4%)	17.07km ² (67.6%)
伊奈町	14.80km ² (100.0%)	5.69km ² (38.4%)	9.11km ² (61.6%)
計(2市1町)	85.61km ² (100.0%)	39.09km ² (45.7%)	46.52km ² (54.3%)

市街化区域の用途地域の面積と構成比を表したのが、図表6です。2市1町地域において、住居系の用途地域の面積は 31.07km²で市街化区域面積における構成比は 79.5%となっています。商業系の用途地域の面積は 1.02km²で市街化区域面積における構成比は 2.6%となっています。工業系の用途地域の面積は 6.75km²で市街化区域面積における構成比は 17.3%となっています。

図表6 市街化区域の用途地域

市町村	市街化区域面積(km ²)	住居系		商業系		工業系		無指定	
		面積(km ²)	構成比	面積(km ²)	構成比	面積(km ²)	構成比	面積(km ²)	構成比
上尾市	25.21	19.67	78.0%	0.61	2.4%	4.68	18.6%	0.25	1.0%
桶川市	8.19	6.69	81.7%	0.28	3.4%	1.22	14.9%	—	—
伊奈町	5.69	4.71	82.8%	0.13	2.3%	0.85	14.9%	—	—
計(2市1町)	39.09	31.07	79.5%	1.02	2.6%	6.75	17.3%	0.25	0.6%

*上尾市は平成15年1月7日、桶川市は平成15年1月1日、伊奈町は平成14年1月1日現在。

地目別土地面積の推移（平成8年から平成12年）について、上尾市、桶川市及び伊奈町の統計資料から作成したのが、図表7です。平成8年以後、面積が減少している地目は「田・畑」、「山林」で、面積が増加している地目は「宅地」です。

図表7 地目別土地面積の推移（各年1月1日現在）

市町村等	項目		平成8年		平成10年		平成12年	
			面積 (km ²)	構成比	面積 (km ²)	構成比	面積 (km ²)	構成比
上尾市	総 数		45.55		45.55		45.55	
	地 目	田・畑	11.36	24.9%	10.80	23.7%	10.41	22.9%
		宅 地	16.13	35.4%	16.75	36.8%	17.02	37.4%
		山 林	2.57	5.6%	2.38	5.2%	2.22	4.9%
		その他	15.49	34.0%	15.62	34.3%	15.90	34.9%
桶川市	総 数		25.26		25.26		25.26	
	地 目	田・畑	8.99	35.6%	8.84	35.0%	8.77	34.7%
		宅 地	6.98	27.6%	7.04	27.9%	7.14	28.3%
		山 林	1.09	4.3%	1.05	4.2%	1.03	4.1%
		その他	8.20	32.5%	8.33	33.0%	8.32	32.9%
伊奈町	総 数		14.80		14.80		14.80	
	地 目	田・畑	5.74	38.8%	5.66	38.2%	5.42	36.6%
		宅 地	3.32	22.4%	3.49	23.6%	3.65	24.7%
		山 林	1.06	7.2%	1.03	7.0%	0.98	6.6%
		その他	4.68	31.6%	4.62	31.2%	4.75	32.1%
計 (2市1町)	総 数		85.61		85.61		85.61	
	地 目	田・畑	26.09	30.5%	25.30	29.6%	24.60	28.7%
		宅 地	26.43	30.9%	27.28	31.9%	27.81	32.5%
		山 林	4.72	5.5%	4.46	5.2%	4.23	4.9%
		その他	28.37	33.1%	28.57	33.4%	28.97	33.8%

(5) 産業構造

①産業別就業人口

国勢調査による昭和60年から平成12年までの産業別就業人口の推移は、図表8のとおりです。平成12年の統計によると、2市1町地域の総就業者数 163,385 人のうち、第1次産業が1.6%、第2次産業が 29.8%、第3次産業が 66.9%の構成比となっています。就業者数は、昭和60年以降増加を続けています。昭和60年以降、第1次産業及び第2次産業の構成比は減少しており、第3次産業の構成比は増加しています。また、産業区分の構成比の高いほうから、第3次産業、第2次産業、第1次産業の順は変わっていません。

図表8 産業別就業人口 (各年10月1日現在)

市町村等	項 目		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
			人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比
上尾市	総 数		83,141		99,246		108,736		108,792	
	産業区分	第1次	1,968	2.4%	1,664	1.7%	1,497	1.4%	1,207	1.1%
		第2次	32,424	39.0%	36,240	36.5%	35,464	32.6%	32,071	29.5%
		第3次	48,562	58.4%	60,632	61.1%	70,785	65.1%	73,215	67.3%
		その他	187	0.2%	710	0.7%	990	0.9%	2,299	2.1%
桶川市	総 数		28,532		34,699		38,229		37,402	
	産業区分	第1次	1,346	4.7%	1,020	2.9%	914	2.4%	807	2.2%
		第2次	10,899	38.2%	12,240	35.3%	12,402	32.4%	10,872	29.1%
		第3次	16,260	57.0%	21,218	61.1%	24,610	64.4%	25,330	67.7%
		その他	27	0.1%	221	0.6%	303	0.8%	393	1.1%
伊奈町	総 数		11,071		13,833		15,939		17,191	
	産業区分	第1次	849	7.7%	679	4.9%	602	3.8%	521	3.0%
		第2次	4,667	42.2%	5,505	39.8%	5,895	37.0%	5,761	33.5%
		第3次	5,540	50.0%	7,631	55.2%	9,404	59.0%	10,770	62.6%
		その他	15	0.1%	18	0.1%	38	0.2%	139	0.8%
計 (2市1町)	総 数		122,744		147,778		162,904		163,385	
	産業区分	第1次	4,163	3.4%	3,363	2.3%	3,013	1.8%	2,535	1.6%
		第2次	47,990	39.1%	53,985	36.5%	53,761	33.0%	48,704	29.8%
		第3次	70,362	57.3%	89,481	60.6%	104,799	64.3%	109,315	66.9%
		その他	229	0.2%	949	0.6%	1,331	0.8%	2,831	1.7%

②農業

世界農林業センサスによる昭和60年から平成12年までの農家数・農業就業人口及び経営耕地面積の推移は、図表9のとおりです。2市1町地域の農家数、農業就業人口及び経営耕地面積は、減少傾向にあります。

図表9 農家数・農業就業人口及び経営耕地面積の推移(各年2月1日現在)

市町村	区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
上尾市	農家数(戸)	1,548	1,432	1,317	1,192
	農業就業人口(人)	2,661	2,623	2,262	1,520
	経営耕地面積(ha)	980	923	794	707
桶川市	農家数(戸)	937	871	761	482
	農業就業人口(人)	1,600	1,459	979	937
	経営耕地面積(ha)	827	771	639	572
伊奈町	農家数(戸)	599	551	456	446
	農業就業人口(人)	1,135	1,044	840	621
	経営耕地面積(ha)	477	411	347	312
計 (2市1町)	農家数(戸)	3,084	2,854	2,534	2,120
	農業就業人口(人)	5,396	5,126	4,081	3,078
	経営耕地面積(ha)	2,284	2,105	1,780	1,591

＊平成12年の農家数と農業就業人口は、販売農家(経営耕地面積が30a以上又は農産物販売額が50万円以上の農家)のみ。

③事業所

事業所・企業統計調査による平成3年から平成13年までの事業所数及び従業者数の推移は、図表10のとおりです。平成13年の統計によると、2市1町地域の事業所数10,798所、従業者数110,585人となっており、平成3年から、事業所数は横ばい傾向にあり、従業者数は増加傾向にあります。

図表10 事業所数及び従業者数の推移

市町村	区 分	平成3年	平成8年	平成13年
上尾市	事業所数(所)	6,868	6,889	6,822
	従業者数(人)	71,533	72,297	71,750
桶川市	事業所数(所)	2,477	2,626	2,626
	従業者数(人)	21,102	24,386	24,360
伊奈町	事業所数(所)	1,211	1,289	1,350
	従業者数(人)	10,981	12,277	14,475
計 (2市1町)	事業所数(所)	10,556	10,804	10,798
	従業者数(人)	103,616	108,960	110,585

＊平成3年は7月1日、平成8年・13年は10月1日現在。

④工業

工業統計調査による平成3年から平成14年までの工業の事業所数(工場数)、従業者数及び年間製造品出荷額等の推移は、図表11のとおりです。平成14年の統計によると、2市1町地域の工業の事業所数(工場数)632所、従業者数20,120人、製造品出荷額等62,651,051万円となっており、平成3年から全体(工業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等)として減少傾向にあります。

図表11 工場数・従業者数・年間製造品出荷額等の推移(各年12月31日現在)

市町村	区 分	平成3年	平成6年	平成9年	平成12年	平成14年
上尾市	事業所数(所)	551	474	457	423	360
	従業者数(人)	20,135	16,997	16,265	12,931	12,019
	製造品出荷額等(万円)	64,167,759	53,098,725	46,748,633	45,184,984	42,140,910
桶川市	事業所数(所)	167	143	158	147	131
	従業者数(人)	5,373	5,446	5,719	4,935	4,547
	製造品出荷額等(万円)	11,963,816	13,926,452	15,810,135	12,190,037	11,946,425
伊奈町	事業所数(所)	163	140	140	141	141
	従業者数(人)	3,168	2,928	3,596	3,321	3,554
	製造品出荷額等(万円)	6,896,768	6,396,713	8,266,303	8,996,805	8,563,716
計 (2市1町)	事業所数(所)	881	757	755	711	632
	従業者数(人)	28,676	25,371	25,580	21,187	20,120
	製造品出荷額等(万円)	83,028,343	73,421,890	70,825,071	66,371,826	62,651,051

*従業者4人以上の事業所の集計結果による。

⑤商業(小売・卸売)

商業統計調査による平成3年から平成14年までの商業の事業所数(商店数)、従業者数及び年間販売額の推移は、図表12のとおりです。平成14年の統計によると、2市1町地域の商業の事業所数(商店数)2,539所、従業者数24,181人、年間販売額76,886,576万円となっています。商業の事業所数(商店数)は、平成3年以降減少を続けています。従業者数は、平成6年まで減少しましたが、その後は増加を続けています。年間販売額は、平成9年まで増加しましたが、その後は減少を続けています。

図表12 商店数・従業者数・年間販売額の推移

市町村	区 分	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年
上尾市	事業所数(所)	1,818	1,746	1,711	1,672	1,580
	従業者数(人)	14,361	13,237	14,336	14,721	17,000
	年間販売額(万円)	59,667,243	68,880,043	69,659,717	62,209,903	53,658,013
桶川市	事業所数(所)	769	720	750	744	691
	従業者数(人)	5,271	5,018	5,095	5,404	5,067
	年間販売額(万円)	12,099,498	17,970,972	19,764,210	17,784,618	14,171,668
伊奈町	事業所数(所)	289	269	254	293	268
	従業者数(人)	1,684	1,640	1,664	1,891	2,114
	年間販売額(万円)	5,332,410	4,452,899	4,414,412	4,998,848	9,056,895
計 (2市1町)	事業所数(所)	2,876	2,735	2,715	2,709	2,539
	従業者数(人)	21,316	19,895	21,095	22,016	24,181
	年間販売額(万円)	77,099,151	91,303,914	93,838,339	84,993,369	76,886,576

*平成3・6・11年は7月1日、平成9・14年は6月1日現在。

(6) 日常生活圏

①昼夜間人口比率

平成12年国勢調査による昼夜間人口比率は、上尾市が82.0%、桶川市が79.7%、伊奈町が96.9%となっています。

②通勤圏

平成12年国勢調査による他市町村への通勤流出は、上尾市では、東京都内、旧大宮市、旧浦和市、桶川市及び伊奈町への流出が多いです。桶川市では、東京都内、上尾市、旧大宮市、北本市及び旧浦和市への流出が多いです。伊奈町では、東京都内、旧大宮市、上尾市、旧浦和市及び蓮田市への流出が多いです(図表13)。

2市1町地域では、東京都内、旧大宮市及び旧浦和市へ通勤流出している傾向があります。

図表13 常住地による従業市町村(他市町村への通勤流出)

単位:人

市町村	就業者 総数	自市町 村内	他市町村への通勤流出					参 考
			第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	
上尾市	108,792 100.0%	44,726 41.1%	東京都内 25,189 23.2%	大宮市 14,253 13.1%	浦和市 3,989 3.7%	桶川市 2,886 2.7%	伊奈町 2,013 1.9%	—
桶川市	37,402 100.0%	12,689 33.9%	東京都内 8,300 22.2%	上尾市 4,248 11.4%	大宮市 3,084 8.2%	北本市 1,342 3.6%	浦和市 1,230 3.3%	伊奈町 572 1.5%
伊奈町	17,191 100.0%	6,024 35.0%	東京都内 2,917 17.0%	大宮市 2,202 12.8%	上尾市 1,871 10.9%	浦和市 631 3.7%	蓮田市 526 3.1%	桶川市 445 2.6%

一方、他市町村からの通勤流入については、上尾市では、旧大宮市、桶川市、北本市、伊奈町及び鴻巣市からの流入が多いです。桶川市では、上尾市、北本市、鴻巣市、旧大宮市及び菖蒲町からの流入が多いです。伊奈町では、上尾市、旧大宮市、蓮田市、桶川市及び旧浦和市からの流入が多いです(図表14)。

図表14 従業地による常住市町村(他市町村からの通勤流入)

単位:人

市町村	就業者 総数	自市町 村内	他市町村からの通勤流入					参 考	計(2市1町)
			第1位	第2位	第3位	第4位	第5位		
上尾市	75,056 100.0%	44,726 59.6%	大宮市 5,716 7.6%	桶川市 4,248 5.7%	北本市 2,203 2.9%	伊奈町 1,871 2.5%	鴻巣市 1,568 2.1%	—	50,845 67.7%
桶川市	25,003 100.0%	12,689 50.7%	上尾市 2,886 11.5%	北本市 2,338 9.4%	鴻巣市 951 3.8%	大宮市 893 3.6%	菖蒲町 532 2.1%	伊奈町 445 1.8%	16,020 64.1%
伊奈町	14,122 100.0%	6,024 42.7%	上尾市 2,013 14.3%	大宮市 1,089 7.7%	蓮田市 862 6.1%	桶川市 572 4.1%	浦和市 318 2.3%	—	8,609 61.0%

従業地が上尾市では、総就業者のうち2市1町地域居住の就業者は 50,845 人 (67.7%) です。従業地が桶川市では、総就業者のうち2市1町地域居住の就業者は 16,020 人 (64.1%) です。従業地が伊奈町では、総就業者のうち2市1町地域居住の就業者は 8,609 人 (61.0%) です。従業地が2市1町地域では、総就業者 114,181 人のうち2市1町地域居住の就業者は 75,474 人 (66.1%) となっています。

③通学圏

平成12年国勢調査による他市町村への通学流出は、上尾市では、東京都内、旧大宮市、旧浦和市、川越市及び伊奈町への流出が多いです。桶川市では、東京都内、旧大宮市、上尾市、旧浦和市及び川越市への流出が多いです。伊奈町では、東京都内、旧大宮市、上尾市、旧浦和市及び桶川市への流出が多いです (図表15)。

2市1町地域では、東京都内、旧大宮市及び旧浦和市へ通学流出している傾向があります。

図表15 常住地による通学市町村 (他市町村への通学流出)

単位:人

市町村	通学者 総数	自市町 村内	他市町村への通学流出					参 考
			第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	
上尾市	13,202 100.0%	4,098 31.0%	東京都内 3,126 23.7%	大宮市 1,923 14.6%	浦和市 733 5.6%	川越市 410 3.1%	伊奈町 384 2.9%	桶川市 360 2.7%
桶川市	4,792 100.0%	1,172 24.5%	東京都内 1,223 25.5%	大宮市 554 11.6%	上尾市 274 5.7%	浦和市 269 5.6%	川越市 149 3.1%	伊奈町 139 2.9%
伊奈町	2,130 100.0%	487 22.9%	東京都内 483 22.7%	大宮市 304 14.3%	上尾市 229 10.8%	浦和市 152 7.1%	桶川市 60 2.8%	—

一方、他市町村からの通学流入については、上尾市では、旧大宮市、旧浦和市、桶川市、鴻巣市、北本市からの流入が多いです。桶川市では、上尾市、北本市、鴻巣市、菖蒲町、川島町からの流入が多いです。伊奈町では、旧大宮市、上尾市、旧浦和市、蓮田市、桶川市からの流入が多いです (図表16)。

図表16 通学地による常住市町村 (他市町村からの通学流入)

単位:人

市町村	通学者 総数	自市町 村内	他市町村からの通学流入						計 (2市1町)
			第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	参 考	
上尾市	8,934 100.0%	4,098 45.9%	大宮市 1,217 13.6%	浦和市 383 4.3%	桶川市 274 3.1%	鴻巣市 247 2.8%	北本市 244 2.7%	伊奈町 229 2.6%	4,601 51.5%
桶川市	2,263 100.0%	1,172 51.8%	上尾市 360 15.9%	北本市 247 10.9%	鴻巣市 116 5.1%	菖蒲町 85 3.8%	川島町 64 2.8%	伊奈町 60 2.7%	1,592 70.3%
伊奈町	4,220 100.0%	487 11.5%	大宮市 694 16.4%	上尾市 384 9.1%	浦和市 321 7.6%	蓮田市 167 4.0%	桶川市 139 3.3%	—	1,010 23.9%

通学地が上尾市では、総通学者のうち2市1町地域居住の通学者は 4,601 人 (51.5%) です。通学地が桶川市では、総通学者のうち2市1町地域居住の通学者は 1,592 人 (70.3%) です。通学地が伊奈町では、総通学者のうち2市1町地域居住の通学者は 1,010 人 (23.9%) です。通学地が2市1町地域では、総通学者 15,417 人のうち2市1町地域居住の通学者は 7,203 人 (46.7%) となっています。

④**商圈（買物動向）** 「平成12年度彩の国広域消費動向調査（埼玉県労働商工部企業経営課：平成13年2月発行）」によると、上尾商圈は上尾市を中心として、桶川市、伊奈町及び北本市で構成され、準広域型商圈を形成するとともに、これら3市1町では、前回調査（平成7年）に比べ地元吸収率（居住市町村内で買物する比率）が上昇していることから、商業集積が高まり、自立性の高い都市形成が進んでいることが報告されています。

2市1町地域における日常の商品（総合）の買物先について、上位5地域をまとめると、図表17のようになります。

図表17 買物動向

H12.6.1 現在

市町村	買物先と構成比率(%)					
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	参考
上尾市	上尾市(74.3)	大宮市(17.0)	桶川市(2.6)	東京都内(2.2)	岩槻市(0.5)	伊奈町(0.2)
桶川市	桶川市(58.0)	上尾市(24.7)	北本市(6.7)	大宮市(4.5)	東京都内(2.6)	伊奈町(0.0)
伊奈町	上尾市(38.2)	伊奈町(20.5)	大宮市(18.1)	蓮田市(10.7)	久喜市(2.8)	桶川市(2.4)

2市1町地域での買物の比率について、上尾市は77.1%、桶川市は82.7%、伊奈町は61.1%となっています。

⑤医療圏

埼玉県地域保健医療計画によると、上尾市、桶川市及び伊奈町は、さいたま市、北本市、鴻巣市、川里町及び吹上町と「中央（北）保健医療圏」に位置づけられており、2市1町地域の病院数、病院病床数及び診療所数を表したのが、図表18です。

図表18 病院、診療所数等

H15.3.31 現在

市町村	病院数	病院病床数	診療所数
上尾市	6	1,397	188
桶川市	2	264	65
伊奈町	5	754	21
計（2市1町）	13	2,415	274

2. 行財政の現況

(1) 主要財政指標等

総務省自治財政局財務調査課がまとめた平成11年度、平成12年度及び平成13年度の市町村別決算状況調から、主要財務指標等を表したのが、図表19です。

図表19 主要財務指標

		上尾市	桶川市	伊奈町	全国の市平均
財政力指数	平成11年度	0.93	0.78	0.74	0.69
	平成12年度	0.90	0.76	0.74	0.67
	平成13年度	0.87	0.75	0.73	0.66
公債費負担比率(%)	平成11年度	14.4	12.3	12.6	15.2
	平成12年度	14.2	13.4	12.3	15.0
	平成13年度	14.4	12.2	12.6	15.3
起債制限比率(%)	平成11年度	10.1	8.6	8.7	10.9
	平成12年度	10.6	8.3	8.7	10.8
	平成13年度	10.1	8.1	8.7	10.7
経常収支比率(%)	平成11年度	86.4	83.4	84.2	84.6
	平成12年度	85.3	84.8	83.1	84.2
	平成13年度	84.0	86.2	84.3	85.1
地方税(千円)	平成11年度	31,180,857	10,282,413	4,397,984	
	平成12年度	30,167,526	9,973,171	4,297,033	
	平成13年度	30,399,033	9,904,995	4,455,788	

上尾市、桶川市及び伊奈町の歳入における地方税は、平成11年度以後、減少又は伸び悩んでおり、2市1町を取り巻く財政環境は、現下の厳しい経済情勢を反映して、依然として厳しい状況にあると言えます。

しかしながら、全国の市との比較においては、上尾市、桶川市及び伊奈町とも、国が各種財政援助措置を行う場合の財政力の判断指数とされている財政力指数は全国の市の平均を上回っており、また、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率に関しては全国平均とほぼ同程度となっています。

また、借入金にあたる地方債に関する指標については、公債費負担比率（財政運営上 15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。）及び起債制限比率（過去3年度間の平均が20%以上だと地方債の発行に制限が加えられます。）とも、上尾市、桶川市及び伊奈町は全国の市の平均を下回っており、財政運営に高い硬直性は見受けられません。

このように、現時点においては2市1町は比較的健全な財政運営を維持していますが、今後は地方財政をとりまく状況はいっそう厳しさを増していくことが想定されることから、地方交付税（※）をはじめとする国の三位一体改革などの動向を十分注視し、節度ある財政運営に努めていく必要があります。

※ 国は地方交付税の見直しを進めていますが、これは段階補正（小規模自治体に対する地方交付税の割増制度）の縮小などにより、人口規模の小さい団体ほどより多くの影響が表れるものとなっています。

なお、平成14年度地方財政状況調査による主要財務指標等について、上尾市、桶川市及び伊奈町と、埼玉県内の人口30万都市である川越市、所沢市及び越谷市との比較を行ったのが、図表20です。これらの人口30万都市においては、歳入総額は800～900億円、普通建設事業費は130～200億円の規模となっています。

図表20 平成14年度普通会計決算の概要

市町村	住基人口 (H15.3.31)	面積 (km ²)	歳入総額 (百万円)	財政力 指数	経常収支 比率(%)	公債費負担 比率(%)	起債制限 比率(%)	普通建設事業 費(百万円)
上尾市	216,847	45.55	52,203	0.875	89.2	14.8	9.3	7,844
桶川市	74,293	25.26	19,427	0.751	87.7	12.8	8.0	2,785
伊奈町	34,585	14.80	8,754	0.748	89.3	13.7	9.1	945
合計(2市1町)	325,725	85.61	80,384					11,574
川越市	326,321	109.16	85,723	0.910	80.7	10.7	7.3	13,405
所沢市	332,238	71.99	91,506	0.963	83.5	9.3	6.1	20,920
越谷市	311,088	60.31	80,561	0.808	77.3	14.0	8.5	16,892

(2) 主な公共施設整備状況

平成14年度市町村公共施設概要(埼玉県総合政策部市町村課:平成15年11月)などによる公共施設の整備状況は、図表21のとおりです。

図表21 公共施設の整備状況

	上尾市	桶川市	伊奈町
道路延長(m)	696,665	418,320	249,913
道路舗装率(%)	83.3	50.2	64.6
都市公園面積(m ²)	815,400	198,532	163,602
水道普及率(%)	99.9	98.7	99.6
下水道普及率(%)	65.8	63.2	62.2
ごみ年間総排出量(t)	84,059	25,924	11,209
焼却処理率(%)	93.3	73.6	81.3
し尿年間総排出量(kl)	114,573	39,811	18,366
し尿衛生処理率(%)	100.0	100.0	100.0
支所・出張所(箇所)	7	0	1
集会施設(箇所)	67	26	7
公民館(箇所)	6	5	1
公会堂・市民会館(箇所)	2	2	1
公立保育園(箇所)／定員(人)	16／1,380	4／411	3／190
私立保育園(箇所)／定員(人)	3／180	1／60	0／—
公私立保育所施設充足率(%)	100.0	92.5	81.5
公立幼稚園(箇所)／定員(人)	1／140	0／—	0／—
私立幼稚園(箇所)／定員(人)	21／6,300	8／2,450	3／760
公私立幼稚園施設充足率(%)	97.7	116.5	62.8
公立小学校(校)／学級数	22／422	8／135	3／62
公立中学校(校)／学級数	12／178	4／62	3／29
児童館(箇所)	1	1	1
図書館(箇所)	4	3	1
市町村立体育館(箇所)	1	1	1
消防署(箇所)	5	2	1

(3) 行政サービス・住民負担状況

上尾市、桶川市及び伊奈町の主な行政サービス及び住民負担をまとめたものが、図表22です。

図表22 行政サービス及び住民負担の状況

	上尾市	桶川市	伊奈町
個人市町民税・均等割	2,500 円	2,500 円	2,000 円
個人市町民税・所得割(%)	標準税率	標準税率	標準税率
法人市町民税・均等割(%)	標準税率	標準税率	標準税率
法人市町民税・法人税割(%)	14.7(12.3)	14.7(12.9)	14.5(13.1)
固定資産税率(%) / 都市計画税率(%)	1.4/0.27	1.4/0.27	1.4/—
固定資産税(市街化区域内農地の宅地並み課税)	有	有	無
住民票発行手数料	150 円	150 円	150 円
水道料金/20 m ³	2,982 円	3,139 円	2,835 円
下水道料金/20 m ³	1,475 円	1,890 円	1,890 円
乳幼児医療(入院・通院/所得制限)	就学前まで/有	就学前まで/無	就学前まで/有
乳幼児医療(窓口での一時払い)	無	有	有
乳幼児医療(自己負担)	無	1,000 円/月 (4 歳超通院の場合)	無
(公立保育園) 延長保育	平日:7:00-19:00 土曜:7:00-18:00	平日:7:00-19:00 土曜:7:00-19:00	平日:7:30-18:30 土曜:7:30-13:00
保育料(3歳児の最高額)	27,000 円	26,700 円	27,860 円
私立幼稚園就園補助(市町単独)/年	18,000 円	7,000 円	7,000 円
学童保育所(放課後児童クラブ)	公設民営:小学 1~6 年	公設公営: 小学 1~4 年	公設公営: 小学 1~4 年
学童保育料(最高額)/月	14,800 円	10,900 円	7,000 円
30人学級	小学1, 2年実施 中学1年 H16 年度実施	未実施	未実施
小学校給食費/方式	月額 3,900 円/自 校	月額 3,650 円/自 校	月額 3,600 円/センター
中学校給食費/方式	月額 4,500 円/サテライト	月額 4,550 円/自 校	月額 4,300 円/センター
福祉事務所の設置	有	有	無
高齢者配食サービス回数/利用者負担	週4回/1食 350 円	週4回/1食 400 円	週5回/1食 400 円
在宅重度心身障害者手当(月額)	5,000 円	5,000 円	5,000 円
介護保険料(第3段階:月額)	3,050 円	2,500 円	2,875 円
国民健康保険税(均等割/平等割)	14,000 円/10,000 円	13,200 円/13,200 円	16,800 円/18,000 円
国民健康保険税(最高限度額)	520,000 円	520,000 円	530,000 円
保養施設	有	無	無
ごみ収集回数(可燃ごみ)	週2回	週2回	週2回
家庭粗大ごみ処理料	60 円/10kg	80 円/10kg	20 円/10kg
ごみ収集指定袋	無	有(有料)	無
コミュニティバス料金/名称	100 円/ぐるっとくん	100 円/べに花 GO	100 円/いなまる
本庁外窓口サービス(箇所)	7	2	1
時間外(土・日曜) 窓口サービス	土・日曜 8:30-17:00	土曜 8:30-12:00	未実施
開発等許可(都市計画法)	○	○	×
建築確認(建築基準法)	○	○(限定)	×
埼玉県事務処理特例条例による移譲事務数	74	55	27
彩の国分権モデル市町村	彩の国中核都市	彩の国分権推進自治体	—
ISO9001 認証取得	有(2部10課)	無	無

(4) 合併に伴う主な制度上の変更点

上尾市、桶川市及び伊奈町が合併すると人口が30万人以上となるため、地域保健法第4条第1項の規定に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」により、保健所の設置及び運営を円滑に遂行できる人口規模を備えた市として地域保健法施行令第1条の保健所政令市に移行することが可能となり、保健所を自ら設置・運営することができるようになります。

また、人口が25万人を超えることから、地方自治法第196条第2項及び第5項並びに地方自治法施行令第140条の2及び第140条の4の規定により、監査委員の定数は4人となり、さらに、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は常勤でなければならないことになります。

桶川市においては、建築基準法に基づく建築確認に関し権限の拡大が図られます。伊奈町においては、町から市になることにより生活保護法など福祉6法に基づく事務を行う福祉事務所の実施する福祉サービスを県ではなく市から直接受けることができるようになるほか、都市計画法に基づく開発許可や建築基準法に基づく建築確認など広範な行政分野において権限の拡大が図られます。その他、桶川市及び伊奈町では、現在上尾市が「彩の国中核都市」の指定を受けていることにより実施している環境保全関係をはじめとする様々な行政分野の事務に関して、単に県の事務として関与するというのではなく、自らの権限に基づいた事務として実施することができるようになります。

なお、伊奈町では、新たに都市計画税が課税されるようになることが想定されますが、合併特例法第10条第1項の規定に基づき、2市1町間の協議により5年間を限度として課税をしない、又は低い税率とすることができます。また、今まで市街化区域農地に対して固定資産税の宅地並課税がなされていなかった伊奈町については、合併特例法第10条第3項の規定により、合併後も5年間は宅地並課税が実施されません。この5年間の間に、当該農地が生産緑地地区の指定を受ければ、引き続き税額は軽減されることになります。

人口が30万人以上になると、事業所税（都市環境の整備及び改善に必要な事業に充てるため、市内に所在する事務所又は事業所において行う事業などに対し課する目的税）の課税団体に指定されることになりますが、これについても、合併特例法第10条第2項の規定により、5年間は課税団体の指定が延期されます。

(5) 合併に伴う電算システム上の主な課題

近年、自治体は行政サービスを提供していく上でその多くを電算システムに頼っており、また、それらのシステムは年々肥大化、複雑化しています。

上尾市、桶川市及び伊奈町において基幹的な電算システムは、それぞれ採用しているシステム（メーカー）が異なり、さらに、そのシステムを独自にカスタマイズ（仕様変更）している状況にあるので、合併後の電算管理方策を作成した上で、電算システムの統合を図っていくことが必要です。

3. まちづくりの方策

合併後のまちづくりは、住民ニーズや財政状況、行政の潮流等を勘案した「新市将来構想・建設計画」に基づき行われるものですが、特に、合併後の市域の均衡ある発展を図ることがまちづくりの第一歩となります。

(1) 総合計画の概要

2市1町が一体となった新市建設計画を策定するにあたっては、それぞれの市町が掲げている将来像や、各市のこれまでの取り組み姿勢を十分尊重していくことが求められています。そこで、市(町)政運営の最上位の計画である総合計画を概観すると、2市1町の特徴は次のようにまとめられます。また、2市1町のそれぞれの総合計画の概要を図表23、24、25にまとめました。

①上尾市

上尾市の総合計画では、まちづくりの方向性として、「市民が主役となって、一人ひとりが互いにやさしい気持ちで生きがいをもって暮らせるまちづくり」、「緑豊かな自然を大切にした、安心・安全なまちづくり」、「活力と賑わいの中で、思いやりのある豊かな心でいきいきと暮らせるまちづくり」、「市民自らが主体性を持った温かなコミュニティづくりと、ボランティアや新たなパートナーシップによる協働のまちづくり」を挙げ、上尾市の将来都市像は、「みんなでつくるいきいき都市あげお ～あなたにげんきをおくるまち～」としています。

総合計画の実現を支える基本理念として、市民の参画が重要と位置づけており、各施策の実施については、市民との協働の姿勢を打ち出しています。

②桶川市

桶川市の総合計画では、「市民との協働」、「市民文化の創造」、「人権の尊重」、「環境との共生」をまちづくりの基本理念とし、歴史と文化を生かして多彩な市民文化を創造し、市民のパートナーシップが確立され、地域や市民が気概にあふれ、環境との共生、自然の大切さを目指すまちづくりをすすめるとしています。

将来都市像は、「はつらつとした緑豊かな市民文化都市おけがわ」とし、市民が行政や様々な活動にかかわる開かれた姿勢を示しています。

③伊奈町

伊奈町の総合計画では、物質的な豊かさだけではなく、町民一人ひとりの心の豊かさを、町民と行政が一体となって求めていくことを基本理念とし、町の将来像を「緑とやさしさに満ちた にぎわいのまち」としています。人と人のふれあいを感じるような町、農業と住宅の都市から、商業・工業の導入で、活発な経済活動が行われるまちづくりへの姿勢を示しています。

図表23 総合計画の理念等

上尾市 策定年:2001(平成13年)年	桶川市 策定年:2001(平成13年)年	伊奈町 策定年:1995(平成7年)年
(まちづくりの方向性) ①市民が主役となって、一人ひとりが互いにやさしい気持ちで生きがいをもって暮らせるまちづくり ②緑豊かな自然を大切に、安心・安全なまちづくり ③活力と賑わいの中で、思いやりのある豊かな心でいきいきと暮らせるまちづくり ④市民自らが主体性を持った温かなコミュニティづくりと、ボランティアや新たなパートナーシップによる協働のまちづくり	(まちづくりの基本理念) ①市民とともに進めるまちづくり ②歴史と文化を生かすまちづくり ③人権が尊重されるまちづくり ④人と自然にやさしいまちづくり	(まちづくりの基本理念) 物質的豊かさだけでなく、心の豊かさを、町民と行政が一体となって追求

図表24 総合計画の「将来都市像」

上尾市 策定年:2001(平成13年)年	桶川市 策定年:2001(平成13年)年	伊奈町 策定年:1995(平成7年)年
みんなでつくるいきいき都市 あげお ～あなたにげんきをおくるまち～	はつらつとした緑豊かな 市民文化都市おけがわ	緑とやさしさに満ちた にぎわいのまち

図表25 総合計画基本構想の大綱別方針

上尾市 (平成13年～22年)	桶川市 (平成13年～22年)	伊奈町 (平成7年～16年)
1. 市民と築く開かれたまち ①市民の積極的な参画と協力が不可欠 ②広報・広聴機能の拡充、情報の公開の推進 ③市民による自己決定・主体的選択が生かせる制度の研究 ④経営感覚を持った行政運営 ⑤NGO・NPO等の市民組織との協働 2. 市民と築く思いやりのあるまち ①すべての市民が平等にそれぞれの個性と尊厳が尊重される社会の実現 ②地域コミュニティの形成を支援 ③福祉サービスの拡充やバリアフリーのまちづくりの推進、元気な高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり ④子どもの個性を伸ばし健やかに	1. いきいきとした暮らしを創造する都市をつくる ○学習、スポーツの環境を整備 ○文化創造活動の活性化 ○ボランティアを通して、人と人のネットワークを広げる。 ①市民文化の創造 ②男女共同参画社会の実現 ③生涯学習の振興 ④生涯スポーツの振興 ⑤交流の推進 ⑥NPO・ボランティアの設立・育成に対する支援 2. 心豊かな人をはぐくむ都市をつくる ○教育の充実、人権の尊重 ○豊かな心を発揮する地域社会づくり ①児童青少年の健全育成 ②教育の充実	1. 都市基盤と居住環境の整備 ①市街地の整備、交通体系の整備、交通安全 ②上水道、河川・公共下水道の整備 ③ごみ処理施設の整備拡充、ごみの資源化・減量化、し尿処理対策 ④環境対策:啓発活動や不良あき地の適正指導等の推進 ⑤公園、広場等公共空地の整備、緑地の保全、緑のネットワーク化 ⑥防災・救急、防犯体制の充実 ⑦公害対策:指導・規制の強化、監視体制の充実 2. 学習機会の充実と文化の振興 ①生涯学習:県施設等との連携、生涯学習推進体制の充実、家庭教育、社会教育との連携の促進

成長できる社会の構築 ⑤地域連携を保ち、安心して子どもを生み育てられる環境づくり ⑥男女共同参画社会の実現、男女平等意識の高揚 3. 市民と築く潤いのあるまち ①公園や緑地の保全・整備、身近な緑の創出 ②環境保護施策のさらなる充実 ③ごみの減量化やリサイクルシステムの構築 ④自転車利用を促進したサイクルシティの推進 4. 市民と築く安心・安全なまち ①都市基盤整備の推進（河川や下水道の整備） ②災害につよいまちづくり ③道路の整備（幹線道路の整備、狭隘道路の拡幅整備、避難路及び歩行者空間の確保） ④バリアフリーの推進 ⑤鉄道輸送力の強化をはじめとする公共交通の充実 ⑥自転車の活用推進 ⑦建物の不燃化、オープンスペースの確保 5. 市民と築く活気と賑わいのあるまち ①産業の振興 ②中心市街地の活性化 ③都市近郊農業の新たな振興策の展開 ④文化・歴史的資源を活用した新たな観光の振興 ⑤雇用対策の推進、元気な高齢者の雇用確保 6. 市民と築く心豊かなまち ①生涯学習の推進 ②スポーツ・レクリエーション活動機会の拡充 ③青少年の健全育成 ④地域に密着した文化・芸術の振興 ⑤郷土芸能の保存・育成	③人権教育・啓発の推進 ④同和教育・同和対策の推進 3. 健やかに安心して暮らせる都市をつくる ○保健・医療・福祉の充実 ①保健・医療の充実 ②福祉の充実 4. 活力とにぎわいのある都市をつくる ○地域の特性を生かした産業の振興 ○雇用の場の創出を促進 ①産業の振興 ②勤労者福祉の充実 5. 安全で住みよい都市をつくる ○うるおいとやすらぎのある景観、公園等の良質な生活基盤の形成 ○防災、防犯等の安全な生活基盤の強化 ○安心な消費者行政 ○資源循環型のまちづくり ①良質な生活基盤の形成 ②安全な生活基盤の形成 ③地球環境の保全 6. 身近な生活環境が整備された都市をつくる ○自然環境などの地域の特性を踏まえながら、安心して住み継ぐことのできる都市づくりを推進 ①都市基盤の整備 7. 計画の推進 ○市民と行政との協働のもとに、開かれた市政運営、計画的な行財政運営等を推進 ①市民参加・参画の推進 ②計画的な行財政運営 ③広域行政、地方分権の推進	②幼児教育：幼稚園相互、保育所及び地域小学校との連携 ③義務教育：教育環境の整備、学校保健・安全・学校給食の充実 ④高等学校・高等教育：教育を受ける機会の支援、就学奨励。教育機関と地域との連携 ⑤社会教育：公民館、図書館等社会教育施設の整備、社会教育活動の充実 ⑥スポーツ・レクリエーション：健康維持と町民相互交流の活性化 ⑦青少年健全育成：非行防止、環境浄化 ⑧地域文化：グループ・指導者の育成、文化財の保護・保存及び活用 3. 保健医療の充実と福祉の推進 ①児童福祉の推進 ②高齢者福祉の推進 ③心身障害者（児）福祉の充実 ④低所得者福祉の充実 ⑤地域福祉：福祉のまちづくりの推進 ⑥保健・医療：保健予防活動、医療体制の充実 ⑦国民年金の充実 ⑧国民健康保険制度の充実 4. 産業の振興 ①農業振興：農業経営近代化の促進、レクリエーション農園 ②工業振興：企業誘致、企業経営の安定化・活性化支援 ③商業振興：商店経営の近代化、商店街活性化の支援 ④観光事業の推進 ⑤勤労者福祉の充実 ⑥消費生活：相談処理体制の充実 5. 地域社会の創造 ①同和教育や啓発活動の推進 ②男女共同参画社会の実現 ③国際化社会への対応 ④コミュニティ：コミュニティ団体の育成、地域の連帯意識の醸成
--	---	---

(2) 将来都市像

2市1町地域の特性としては、地形的な障害がなく、10頁の図表13やその他の図表から明らかに通勤・通学圏（域外通勤・通学者が多いこと）や産業構造などに多くの類似性がみられ、全体からみると住宅都市として同質性を有しており、また、同一の商圈を構成するなど一体性のある地域と言えます。

合併後の将来像については、地域住民の意向を踏まえ将来構想や市町村建設計画などで検討すべきものではありませんが、現在の総合（振興）計画における将来都市像をみると、

☆上尾市「みんなでつくる いきいき都市 あげお」
☆桶川市「はつらつとした 緑豊かな 市民文化都市 おけがわ」
☆伊奈町「緑とやさしさに満ちたにぎわいのまち」

とあるように、『市民とともに、環境に配慮しつつ、活気のあるまちづくり』を目指しています。

2市1町地域が合併した場合の将来都市像は、各市町が現在目指している『市民とともに、環境に配慮しつつ、活気のあるまちづくり』がベースとなると考えられます。

(3) 土地利用構想等

将来都市像に向けて地域を整備していく際には、市域全体のゾーニングを行って、各地域の均衡ある発展を図り、それを2市1町全体の発展につなげていくことが必要です。例えば、現在の市町を各地域とした場合には、次のようなイメージを描くことができます。

上尾市域では、JR 高崎線上尾駅の西口には駅ビルの建設、東口には中山道東側地区の再開発と駅を中心とした中心市街地の活性化、駅郊外では区画整理が進行中で良好な住宅地の供給、また市域を南北に JR 高崎線、国道 17 号が走り、さらに上尾道路、第2産業道路が通る予定であることから物流、工業の進展が期待できます。

桶川市域では、圏央道と上尾道路との結節は内陸型の産業集積の可能性をもたらすとともに、圏央道の完成による関越自動車道・中央高速道路・東北自動車道などの高速道路網との連結は、様々な分野において全国との交流の拡大につながるものと考えられます。さらに、桶川市域におけるエアポートの存在は、民間レベルではあるものの、防災面や航空交通面において有効な機能を果たすことが期待されます。

伊奈町域における伊奈学園総合高校及び県民活動総合センター並びに薬科大学の設置は、上尾市域の聖学院大学等ともあいまって研究学園都市圏域としてネットワーク化が図れる可能性を秘めています。埼玉新都市交通（ニューシャトル）の充実により転入者が一層増加し、周辺に緑地を控えた住環境に優れた住宅都市へ変貌を遂げつつある伊奈町にとって、合併は、都市へのイメージアップを図る大きな転機となり得ます。

これらのまちづくりを効果的に進めるためには、合併市町村に対する国の財政支援策（合併特例債など）や、国・県の策定した市町村合併支援プラン（国庫補助事業の優先採択や県道の整備促進など）を有効に活用することが極めて重要です。これにより、単独市町では実現することの難しかった大規模事業を少ない財政負担で計画的に推進することが可能となります。

これらの支援策の適用を受けられるのは、現行制度では、平成17年3月末までに合併した場合に限られています。

(4) 基本計画

現在の上尾市、桶川市及び伊奈町の総合計画をもとに、合併後の施策の基本的な方向をまとめると、次のようになります。

①都市基盤の整備

【基本方向】

適正かつ合理的な土地利用を推進するとともに、機能的で秩序ある整備に努め、都市機能の充実した一体的な市街地の形成を図ります。

②生活環境の整備

【基本方向】

豊かな自然の中で、住民だれもが安心して生活できる、安全で快適な潤いのある生活環境の確保を図り、美しく住みよいまちづくりを推進します。

③教育・文化の振興

【基本方向】

「まちづくりは人づくりから」といった考えのもと、住民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを見出し、創造性を発揮できる環境を整えるため、教育・文化施設の整備を図ります。

④保健・医療と福祉の充実

【基本方向】

少子高齢化の進展とともに、核家族化など社会情勢の変化に伴い、住民の求めるサービスも多様化しています。このため、地域福祉・高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉・低所得者福祉や介護保険制度など福祉の各分野において、きめ細かな行政を推進します。

⑤産業の振興

【基本方向】

首都圏近郊という地域特性を生かした農業の振興、中小企業の技術力向上及び経営体質の強化、市街地再開発事業に合わせた商店街の活性化、宿場町としての歴史や武蔵野の面影を残す自然環境を活かした観光の振興を図ります。

⑥コミュニティの推進

【基本方向】

情報公開や広報広聴活動により住民から信頼される、開かれた行政を確立し、将来に向けまちづくりを担う人材育成を図るとともに、NPOの育成・支援や国際交流、男女共同参画を推進し、住民と行政とのパートナーシップを確立します。

⑦行財政の効率化

【基本方向】

住民からの提言を尊重し、時代の変化に対応したスリムで効率的な行政運営を目指して、事務事業や組織機構の見直しを行います。また、職員数については適正な定員管理を行うことにより、その削減を図ります。

さらに、財政基盤の強化に向け自主財源の確保に努めるとともに、民間活力を最大限に活用し、限りある財源を有効に活用します。

(5) 広域行政等の状況

一部事務組合その他の広域行政等の状況は、図表26のとおりです。

図表26 広域行政等の状況（※各市町欄の網掛け部分は、調整などが必要となります。）

	上尾市	桶川市	伊奈町
広域行政圏	埼玉県中央広域行政推進協議会	埼玉県中央広域行政推進協議会	埼玉県中央広域行政推進協議会
二次保健医療圏	中央(北)保健医療圏	中央(北)保健医療圏	中央(北)保健医療圏
県議会議員選挙区	南12区 定数3人	南13区 定数1人	南13区 定数1人
小選挙区	6区	6区	6区
地域指定	首都圏(近郊整備地帯)	首都圏(近郊整備地帯)	首都圏(近郊整備地帯)
都市計画区域	上尾都市計画区域	桶川都市計画区域	上尾都市計画区域
地域創造センター	中央地域創造センター	中央地域創造センター	中央地域創造センター
県税事務所	上尾県税事務所	上尾県税事務所	上尾県税事務所
環境管理事務所	中央環境管理事務所	中央環境管理事務所	中央環境管理事務所
労働商工センター	中央労働商工センター	中央労働商工センター	中央労働商工センター
福祉保健総合センター	北足立福祉保健総合センター	北足立福祉保健総合センター	北足立福祉保健総合センター
保健所	鴻巣保健所(上尾支所)	鴻巣保健所	鴻巣保健所(上尾支所)
児童相談所	中央児童相談所	中央児童相談所	中央児童相談所
農林振興センター	浦和農林振興センター	浦和農林振興センター	浦和農林振興センター
県土整備事務所	北本県土整備事務所	北本県土整備事務所	北本県土整備事務所
警察署	上尾警察署	上尾警察署	上尾警察署
税務署	上尾税務署	上尾税務署	上尾税務署
法務局	さいたま地方法務局 上尾出張所	さいたま地方法務局 上尾出張所	さいたま地方法務局 上尾出張所
社会保険事務所	大宮社会保険事務所	大宮社会保険事務所	大宮社会保険事務所
労働基準監督署	さいたま労働基準監督署	さいたま労働基準監督署	さいたま労働基準監督署
公共職業安定所	大宮公共職業安定所	大宮公共職業安定所	大宮公共職業安定所
商工会議所・商工会	上尾商工会議所	桶川市商工会	伊奈町商工会
農業協同組合	上尾市農協	桶川市農協	上尾市農協
郡市医師会	上尾医師会	北足立郡市医師会	北足立郡市医師会
消防・救急	単独	埼玉県中央広域事務組合	単独
ごみ処理	単独	単独	単独
し尿処理	上尾、桶川、伊奈衛生組合	上尾、桶川、伊奈衛生組合	上尾、桶川、伊奈衛生組合
火葬場	単独	埼玉県中央広域事務組合	上尾市に委託
上水道	単独	桶川北本水道企業団	単独
下水道	単独	単独	単独
流域下水道	荒川左岸南部流域	荒川左岸北部流域	中川流域
公平委員会	単独	共同設置(埼玉県中央広域公平委員会)	単独

この表から、桶川市では、消防・救急に関する業務を一部事務組合で、また上水道事業を企業団でそれぞれ共同処理していることから、上尾市、桶川市及び伊奈町の2市1町が合併するに際しては、特にこれらの業務の合併後の取扱いについて合併前に十分な調整が必要となります。

4. 合併の効果と影響

(1) 合併による削減効果

①議員の減少による削減効果

合併にともなう議員報酬の削減効果を表したのが、図表27です。現在の議員定数は、上尾市が32人、桶川市が26人、伊奈町が20人であり、合計78人になります。年間報酬額は上尾市が約2億4千7百万円、桶川市が約1億5千5百万円、伊奈町が約8千4百万円で、合計は約4億8千6百万円になります。

合併後の市の議員定数を地方自治法で定められている上限数と仮定し、報酬額は3団体のうちで最も額の多い現行の上尾市の額とすると、定数は46人、年間報酬額（議員期末手当を含む。）は約3億5千4百万円となり、人数では32人減少し、金額では年間で約1億3千2百万円の削減効果が見込まれ、10年間の累計では約13億2千万円に達します。

なお、合併特例法に規定する議員の在任特例を適用し、合併後2年間はそのまま78人の議員全員が在任したとしても、10年間で約8億3千万円の削減効果が見込まれます（議員の在任特例を適用した最初の2年間では $\{7,647,300 \text{ 円} \times 32 \text{ 人} + 354,324,900 \text{ 円}\} - 486,275,580 \text{ 円}$ ） $\times 2 \text{ 年} = 225,525,840 \text{ 円}$ の増加、残りの8年間では $(486,275,580 \text{ 円} - 354,324,900 \text{ 円}) \times 8 \text{ 年間} = 1,055,605,440 \text{ 円}$ の削減。差引10年間で830,079,600円の削減）。

図表27 合併にともなう議員報酬の削減効果

市町村	役職	報酬(円)	人数(人)	総額(円)		市町村	役職	報酬(円)	人数(人)	総額(円)
上尾市	議長	8,877,900	1	8,877,900		新市	議長	8,877,900	1	8,877,900
	副議長	8,086,800	1	8,086,800			副議長	8,086,800	1	8,086,800
	委員長	7,823,100	5	39,115,500			委員長	7,823,100	5	39,115,500
	議員	7,647,300	25	191,182,500			議員	7,647,300	39	298,244,700
	計		32	247,262,700		合 計			46	354,324,900
桶川市	議長	7,210,500	1	7,210,500						
	副議長	6,336,000	1	6,336,000						
	議員	5,907,000	24	141,768,000						
	計		26	155,314,500						
伊奈町	議長	5,660,760	1	5,660,760						
	副議長	4,518,060	1	4,518,060						
	委員長	4,289,520	4	17,158,080						
	議員	4,025,820	14	56,361,480						
	計		20	83,698,380						
合 計			78	486,275,580						

合併にともなう議員の政務調査費の削減効果を表したのが、図表28です。年間の政務調査費の総額は上尾市が960万円、桶川市が312万円、伊奈町が240万円で、合計は1,512万円となっています。

合併後の市の議員定数を地方自治法で定められている上限数と仮定し、政務調査費の額は3団体のうちで最も額の多い現行の上尾市の額とすると、年間の政務調査費の総額は1,380万円となり、年間で差引132万円の削減効果が見込まれ、10年間の累計では1,320万円に達

します。

なお、合併特例法に規定する議員の在任特例を適用し、合併後2年間はそのまま78人の議員全員が在任したとすると、10年間で600万円の増加が見込まれます。

図表28 合併にともなう議会政務調査費の削減効果

市町村	政務調査費(円)	人数(人)	総額(円)		市町村	政務調査費(円)	人数(人)	総額(円)
上尾市	300,000	32	9,600,000		新市	300,000	46	13,800,000
桶川市	120,000	26	3,120,000					
伊奈町	120,000	20	2,400,000					
合 計		78	15,120,000					

以上のことから、合併に伴う議員に関する経費(報酬及び政務調査費)の削減効果は、年間で約1億3千3百万円と見込まれ、10年間の累計では約13億3千万円に達します。在任特例を2年間適用した場合であっても、合併後の10年間で約8億2千万円の削減効果が見込まれます。

②特別職等の職員の減少による削減効果

合併にともなう特別職等の給与の削減効果を表したのが、図表29です。現在の市(町)長、助役、収入役及び教育長の人数は、上尾市が3人、桶川市が4人、伊奈町が4人であり、合計11人となっています。年間給与額は、上尾市が約4千4百万円、桶川市が約5千百万円、伊奈町が約4千6百万円で、合計は約1億4千2百万円となっています。

合併後には、市長、助役、収入役及び教育長が各1人となり、給与額は3団体で最も額の多い現行の上尾市の額とすると、人数は合計4人、年間給与額は約5千9百万円となり、人数では7人減少し、金額では年間で約8千3百万円、10年間で約8億3千万円の削減が見込まれます。

図表29 合併にともなう特別職等の給与の削減効果

市町村	役職	給与(円)	人数(人)	総額(円)		市町村	役職	給与(円)	人数(人)	総額(円)
上尾市	市長	17,404,200	1	17,404,200		新市	市長	17,404,200	1	17,404,200
	助役	14,503,500	0	0			助役	14,503,500	1	14,503,500
	収入役	13,439,910	1	13,439,910			収入役	13,439,910	1	13,439,910
	教育長	13,439,910	1	13,439,910			教育長	13,439,910	1	13,439,910
	計		3	44,284,020			合 計		4	58,787,520
桶川市	市長	14,920,200	1	14,920,200						
	助役	12,765,600	1	12,765,600						
	収入役	11,842,200	1	11,842,200						
	教育長	11,842,200	1	11,842,200						
	計		4	51,370,200						
伊奈町	町長	13,536,600	1	13,536,600						
	助役	11,356,680	1	11,356,680						
	収入役	10,653,480	1	10,653,480						
	教育長	10,653,480	1	10,653,480						
	計		4	46,200,240						
合 計			11	141,854,460						

③一般管理職員の減少による削減効果

「埼玉県市町村合併推進要綱(埼玉県：平成13年3月発行)」の『合併の効果・影響の例示』の項では、職員数の比較として一般管理職員数が用いられています。そこで、平成15年定員管理調査個別団体表に基づき、上尾市、桶川市及び伊奈町並びに首都圏の人口30万人から35万人の都市のうち、2市1町が合併した場合に類似団体となる所沢市、越谷市及び柏市(千葉県)の一般管理職員の各部門における職員数を表したのが、図表30です。

上尾市、桶川市及び伊奈町の合計と、所沢市、越谷市及び柏市の3市の平均値との比較から、議会・総務等の管理部門の統合や税務部門をはじめとする各行政部門においてスケールメリットが働き効率化が図られることにより将来的には職員数を少なくとも150人程度削減することが可能となることがわかります。この結果、職員1人当たりの平均人件費を930万円(職員給与費以外に、事業主としての市負担共済費を含む。)とすれば、少なくとも年間14億円程度の人件費の削減が期待できます。

図表30 一般管理職員の各部門における職員数

単位：人

市町村	住基人口 (H15.3.31)	面積 (km ²)	議会	総務	税務	労働	農水	商工	土木	一般管理 職員計
上尾市	216,847	45.55	11	268	75	7	18	10	152	541
桶川市	74,293	25.26	7	90	30	2	9	4	64	206
伊奈町	34,585	14.80	4	48	17	0	5	2	27	103
合計(2市1町)	325,725	85.61	22	406	122	9	32	16	243	850
所沢市	332,238	71.99	13	337	102	3	18	12	216	701
越谷市	311,088	60.31	14	315	106	4	25	16	205	685
柏市(千葉県)	328,028	72.91	14	305	119	0	20	13	232	703
3市の平均	323,785	68.40	14	319	109	2	21	14	218	696(700)

＊3市の平均の「一般管理職員計」欄中の括弧内の数字は、3市の平均人口が2市1町の合計人口(325,725人)であると仮定した場合における職員数です。

325,725人÷(323,785人÷696人) 700人

＊総務省の定員管理調査の区分では、一般管理職員とは、民生部門及び衛生部門以外の一般行政職員を指します。他に、民生部門及び衛生部門の一般行政職員、特別行政職員(消防、教育部門)、公営企業等会計職員(病院、水道、下水道、国民健康保険等の部門)がいます。

④事業の統合による削減効果

個々の市町ごとに重複して支出していた経費については、合併に伴い統合されることから、不要となる経費相当分の削減が見込まれます。

また、事業の再編・統合により、合併前に2市1町で個別に実施していた場合と比較して、いわゆる「規模の経済(スケールメリット)」の効果が働き、より少ない費用で効率的に各種行政サービスの供給を行うことが可能となり、その結果として経費の削減が見込まれます。

(2) 地方分権等への対応

「最適都市規模と市町村合併(東洋経済新報社：1999年発行)」では、「地方財政の観点からみた最適都市規模はおおむね人口30万人弱である。」と述べられています。また、「自治・分権と市町村合併(イマジン出版：2001年発行)」では、「行政サービスの効率的供給の観点か

らすれば、人口15万～35万人くらいの間の人口規模の市が最適規模である。」と述べられています。2市1町が合併し、人口約33万人の都市となった場合、その合併後の市は、地方財政及び行政サービスの効率的供給の観点から、おおむね最適規模の都市であると言えます。

平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（いわゆる骨太の方針 2002）」においては、団体規模等に応じた事務や責任の配分の具体例として、「人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等」が検討されるべきであるとされています。

さらに、平成15年11月に第27次地方制度調査会が行った「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」では、「基礎自治体（市町村）は住民に最も身近な総合的な行政主体として、ふさわしい十分な権限と財政基盤を有す必要がある。」と述べられているように、今後、基礎自治体としての市町村は財政基盤の強化はもちろん、県からの権限移譲により、さらなる行政サービスを提供することが求められています。

2市1町のうち上尾市においては既に特例市の指定要件（人口20万人以上）を満たしていますが、合併後における市域面積が100平方キロメートルには達しないことから、川越市などが指定を受けた中核市（指定要件は人口30万人以上で、かつ面積100平方キロメートル以上）には移行することはできません。しかし、現在、国では、第27次地方制度調査会の答申に基づき「合併特例法の期限後には、中核市の面積要件を緩和する。」との方向で検討がなされています。したがって、合併後には、財政、行政サービスの効率的供給や行政事務の権限委譲を考慮し、特例市はもちろんのこと、中核市への移行も視野に入ることになると考えられます。

(3) 市町村合併に対する財政支援

合併特例法には、市町村合併を促進させるため、合併した市町村を支援する様々な特例措置が盛り込まれていますが、その中で最も大きな支援措置は、地方債の特例措置として設けられた合併特例債の発行という財政措置です。

合併特例債とは、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備（例えば、道路・公園の整備、福祉施設や文化・体育施設の整備）などの事業に要する経費に充当することができる地方債です。この合併特例債の最大の利点は、対象事業経費の95%に充当することができ、かつ、その元利償還金の70%について、後年度において普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することができることです。これにより、対象事業経費の相当部分が普通交付税で手当てされることから、最終的には合併特例債を充当しない、すなわち合併しない場合と比べて、少ない財政負担で公共的施設の整備などの建設事業を推進することができるようになります。

合併特例債は、合併から10か年度の間に行われる事業に充当することができることになっています。上尾市、桶川市、伊奈町が合併した場合には、合併特例債を充当することのできる事業費は、10か年で総額 547 億円となります。

なお、合併に対する財政支援としては、このほかに、システム統一やネットワーク整備等の行政の一体化に要する経費に対する合併補正による普通交付税措置や、電算システムの統一等に要する経費に対する特別交付税措置などの地方財政措置が設けられています。さらに、国が直接合併市町村に補助するものとしては、「合併市町村補助金」があります。

1. 合併特例債を充当することのできる事業費	547億円(10年間の合計額)
(1)建設事業について合併特例債を充当することのできる額	507億円(10年間の合計額)
(2)基金造成について合併特例債を充当することのできる額	40億円(10年間の合計額)
2. 合併直後の臨時的経費に対する財政措置(普通交付税における合併補正)	21億2千万円(5年間の合計額)
3. 特別交付税措置	10億円(3年間の合計額)
4. 合併市町村補助金	6億6千万円(3年間の合計額)

市町村が合併した場合には、スケールメリットにより様々な行政経費の節約が可能となることから、一般的には、合併した市町村に交付される普通交付税の額は、合併前の個別の市町村ごとに計算した普通交付税の額の合算額よりも少なくなります。しかし、全ての行政経費について合併と同時に節約が可能となるものではなく、現実的には、新しいまちづくりのために多額の経費を要することになります。

そこで、合併後の市町村におけるまちづくりを支援するとともに行財政基盤の強化を図るため、合併後も10年間は、なお別々の市町村が存在するものとみなして計算した普通交付税額を保障し、さらに、その後の5年間は保障額が段階的に縮減される激変緩和措置を行う制度上の特例が設けられています。これにより、合併により交付税上不利益を被ることのないよう配慮がなされています。

なお、平成14年度における普通交付税のそれぞれの交付額は、上尾市が30億7024万6千円、桶川市が24億6466万9千円、伊奈町が10億9797万8千円となっていて、2市1町の合算額は66億3289万3千円に達しています。

(4) 地域経済に与える影響

合併後のまちづくりのための建設事業を行った場合、当該建設事業などの発注による直接需要として507億円(2市1町が合併した場合における合併特例債の標準全体事業費)、そして、これに伴う間接需要(例えば土木建設関連の資材調達など)としては430億円(直接需要額×需要誘発効果0.848(注))、合計では937億円の需要効果が見込まれます。この需要効果は、地域経済に対しても裾野の広い波及効果をもたらすことが期待されます。

注: 需要誘発効果 0.848 は、「平成15年版建設統計要覧(財団法人建設物価調査会 平成15年3月発行)」の公共事業部門における建設投資の需要誘発効果より引用。

5. 合併のメリット（効果）とデメリット（課題）の検証

(1) 合併のメリット（効果）

①住民の利便性の向上

- ・ 基本的な住民サービスである住民票や印鑑証明、母子手帳等の交付業務サービスを行う窓口の数が増加します。
- ・ 上尾市が現在実施している土・日曜開庁による利便性の高い窓口サービスを桶川市・伊奈町地域においても受けることができるようになります。
- ・ 行政区域が異なるため利用が制限されていた他市町の図書館、スポーツ施設などの公共施設が利用できるようになり、市民の利便性が向上します。
- ・ 特例市さらに将来的には中核市への移行により、今まで県が行っていた事務の権限が移譲され、住民に身近な市役所においてより多くの行政サービスを処理することができるようになることも期待できます。

②住民サービスの高度化・多様化

- ・ 福祉事務所の設置（現在、伊奈町には設置されていない。）により、住民によりきめ細かな福祉サービスの提供が可能となるほか、従来、設置が困難であった専門職（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士や土木技師、建築技師など）の採用や増員により、専門的かつ高度な行政サービスの提供が可能となります。
- ・ 伊奈町地域では都市計画法に基づく開発許可や建築基準法に基づく建築確認に関する権限を県ではなく自らが行使できるようになるほか、桶川市地域においても一部制限のあった建築確認に関する権限が上尾市地域と同一となることにより、事務処理期間の短縮が図られるとともに、市町の実情を的確に反映した都市計画・建築行政が可能となります。
- ・ 合併後にはその人口規模に見合った権限が移譲されるようになることから、今まで以上に独自性をもった総合的な環境行政の推進を図ることができるようになり、また、保健所の設置も可能となるため地域の実情に即した保健行政の展開が可能となります。
- ・ 先進的な住民サービスを2市1町の全域で受けることができるようになります。
例えば、現在上尾市で実施している全国的にも先進的事例である小学校1，2年生（平成16年度からは中学校1年生にも拡大）での30人学級や、乳幼児医療費の窓口払いの廃止等の住民サービスが、桶川市域及び伊奈町地域でも受けられるようになります。
- ・ 合併後の市民全員が、国際規格であるISO9001により上尾市が取り組んでいる質の高い住民サービスを受けることができるようになります。

以上のことから、合併することにより、住民サービスは量、質ともに向上することが期待できます。

③広域的な観点に立った一体的なまちづくりと施策の展開

上尾市、桶川市及び伊奈町は、同一の広域行政圏に属し、隣接する自治体としてし尿処理事業を共同で実施しているとともに、通勤、通学、商圈等の日常生活圏においても一体の地域を形成しています。また、これらの地域は、大宮台地上でつながって連たんしており地形的な障害はほとんどありません。このような状況のもと、合併すれば、

- ・ 道路網や公共施設の整備、地域ごとの個性を活かした土地利用など、まちづくりを広域的視

点に立ってより効果的に実施することができるようになります。

例えば、2市1町の地域を環状に結ぶ道路網の整備や、地域住民の身近な交通手段として現在それぞれの市町ごとに運行しているコミュニティバスの運行経路の拡大・充実などです。また、支所・出張所、コミュニティ活動の育成・強化を図るための施設等を効率的に配置することも可能となります。

- ・ごみ処理等の環境問題など広域的な取組みを必要とする課題に関しても、施策を有効に展開することができるようになります。

④財政基盤の強化に伴う大規模な投資による基盤整備等

- ・都市の規模が拡大することによって歳入が増大し、財政運営の安定化が図られます。
- ・合併により財政基盤が強化されることから、グレードの高い施設の整備や都市基盤整備にみられるような大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施がより一層可能となります。また、行政サービスの充実や安定が図られるとともに、新たな行政サービスの展開・提供も容易になります。

⑤行財政の効率化

- ・広域的観点からスポーツ施設、文化施設などの公共施設などが効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなります。
- ・個々の市町ごとに重複して支出していた経費については、合併に伴い統合されることにより、不要となる経費相当分の削減が見込まれます。

例えば、市町議会が一つになることにより、会議録の作成など運営経費相当分の削減が見込まれます。

- ・「規模の経済（スケールメリット）」の効果により、より少ない費用で効率的な行政運営が可能となります。

人口1人当たりの歳出額の平均的な水準は、町村では73万円であるのに対し、市では38万円となっており、さらに、人口30万から40万人の市に限れば、その額は32万円となっています。これは、規模の小さな町村や市が特別な住民サービスを提供しているからではなく、規模が大きくなれば固定経費の負担が軽減され、割安な住民サービスが可能となるからです。例えば、電子自治体の構築が各市町村で推進されており、そのためのプログラム開発なども経費負担の大きいものですが、このような事務事業も1つの市として取り組むことで固定経費を抑えることが可能となります。

- ・市長・町長等の特別職や市（町）議会議員数が減少することにより人件費の圧縮が可能となることから、行政のスリム化による経費の削減効果が期待できます。

具体的には、上尾市、桶川市及び伊奈町が合併することによって減員となる議員数による経費の削減効果は、例えば在任特例を2年間適用した場合にあっても、合併後の10年間で約8億2千万円と見込まれます。市（町）長、助役、収入役及び教育長の人数が減少することによる経費の削減効果は、10年間で約8億3千万円と見込まれています。

- ・市町の一般職員については、総務、企画等の管理部門の統合や、税務部門をはじめとする各部門において効率化が図られることにより、中長期的には職員数は減少し、その結果、少なくとも年間14億円程度の人件費の削減が期待できます。また、統合の図られた管理部門に配置されていた職員を、少子高齢化社会の進展に応じて今後ますます行政需要の高まる分野に積極的に配置していくことにより、住民ニーズに的確に対応した行政運営の展開が可能となります。

(2) 合併のデメリット (課題)

①行政区域の拡大や議員の数の減少により、住民の意見が反映されなくなるのではないかな。

一般的に市町村が合併した場合には、行政面積が拡大し、また合併前に比べて議会議員が減少することから住民の意見が届きにくくなるのが懸念されます。

上尾市、桶川市、伊奈町が合併した場合には人口が30万以上となることから、議員の定数は、原則として、地方自治法第91条第2項第9号に定める46人が上限となります。2市1町の現在の議員定数の合計は78人ですから、合併すると議員総数より現状より減少することになります。

しかし、合併特例法には市町村の合併に伴う議員の数及び議員の身分について一定期間の特例を設けて、激変を緩和することができるようになっています。

その合併特例法に規定する特例のうち、議員の任期に関する特例(在任特例)は、新設合併の場合にあっては合併後2年を超えない範囲で合併関係市町村の協議で定める期間、編入合併の場合にあっては編入先の市の議員の残任期間、それぞれの期間に限り、合併前の関係市町村の議員全員が引き続き合併後の市の議会の議員として在任することができるようにするものです。これにより、市町村建設計画の策定など合併協議にかかわった市町議員に対し、合併後も引き続きその意見を反映させる機会を保障して、計画の円滑な遂行が可能となるようにしています。

議員の定数に関する特例(定数特例)は、新設合併の場合にあっては、新市の設置選挙の際に地方自治法に定める上限定数の2倍を超えない範囲まで議員の定数を増加させることができるものです。編入合併の場合にあっては、合併時の増員選挙において、地方自治法に定める上限定数を超える編入合併特例定数まで編入する市の議会の議員の定数を増加させた上で、編入される市町の区域ごとに選挙区を設けて、その編入合併特例定数による増員数を配分するものです。これにより、編入された市町の区域からも適正に代表を選出し、当該区域の住民の意見を合併後の市の行政運営に適切に反映することができるようにしています。

また、合併特例法第5条の4の規定に基づき、合併前の市町の区域を単位として、合併後の市の施策に関して市長から諮問を受け、又は必要に応じて意見を述べるができる地域審議会を設置することもできます。これにより、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向を表明することができるようになり、地域固有の意見が市政に反映できにくくなるといった懸念に対処することができます。

さらに、市長へのはがき・Eメール、行政懇談会、パブリックコメント制度などの充実又は導入により、住民と行政との対話や住民参加の機会の拡充し、市民の声が合併後の市の施策に反映できるよう努めます。

②役所・役場が遠くなって不便になるのではないかな。

市町村合併では、市役所の位置は1つに定めなければならないことから、廃止される市役所や町役場の住民にとっては、役所・役場が遠くなり、行政サービスが受けにくくなるといった不便を生じる懸念があります。

そのような懸念に対しては、旧役所・役場を、基本的な住民サービス(戸籍・住民票、福祉・保健部門など)を中心に広範囲にわたって行政事務を担う行政センターとして引き続き存続させて、高齢者や障害者はもちろん、役所・役場が遠くなる市民・町民が不便とならないようにします。なお、従来利用することのできなかった隣接市町の窓口も利用することができるようになるため、合併前よりもむしろ便利になる場合もあります。

また、旧役所・役場には地域のコミュニティ活動支援の機能を備えるようにして、合併後も引き続き地域の特色を活かしたまちづくりを進めていくことができるようにします。

さらに、役所・役場と駅や主要な公共施設を結ぶコミュニティバスを運行させることにより、市役所をはじめ公共施設へのアクセスが誰にとっても容易となるようにします。

なお、将来的には、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づいて例えば住民票の写しの交付などを地域に密着した郵便局においても受けられるようにしたり、住民票や印鑑登録証明書の自動交付機をデパートやショッピングセンターに設置するなどの方法により、現状以上に住民の利便性を向上させるよう努めます。

さらに、電子自治体の実現に向け、国が策定した市町村合併支援プランにもある「地域イントラネット基盤施設整備事業」などの活用によって電子申請など行政のIT化を進め、最寄りの公民館でさらには自宅に居ながらにして、オンラインで各種申請が可能となるようにしていき、距離による不便さの解消を図っていきます。

③中心部だけがよくなって周辺部はさびれないか。

合併することにより中心部に重点的な公共投資がなされ、地域間格差が拡大するといったことが懸念されますが、上尾市、桶川市及び伊奈町が合併したとしても市域が他市と比較して特別大きくなるわけではありません（市の面積の全国平均が 158.69km²であるのに対し合併後の市域面積は 85.61km²）。上尾、桶川、伊奈の各地域におけるバランスのとれた事業の実施を「新市将来構想」及び「新市建設計画」に位置づけることによって、今後もこの圏域の均衡ある発展を図り、懸念の解消に努めていきます。

④サービス水準が低下し、負担が重くなることはないか。

上尾市、桶川市及び伊奈町の間では、法律で規定されているもの（※個人住民税の均等割額が上尾市及び桶川市では2,500円、伊奈町では2,000円。市街化区域内農地に対する固定資産税の宅地並み課税は伊奈町のみ適用されていない。）や、都市計画税の課税を伊奈町では行っていないことを除けば、行政サービスや住民負担の水準に大きな差異は見られません。そのため、2市1町の間での事務事業の一元化は、広範な行政分野にわたって調査検討を要するものの、他地域と比べれば比較的容易であると考えられます。

したがって、合併後においても健全な財政運営を維持していくことに留意した上で、市民が受ける行政サービスは高水準に、市民が負担する事項（手数料、使用料等）は低い水準に合わせることも容易であると考えられることから、これを合併協議の際の方針とするものです。

なお、2市1町の間で住民負担の水準に明らかに格差のある事項については、合併に伴う行財政の効率化・スリム化の効果や、特別交付税措置などの合併市町村に対する財政支援措置を有効に活用することで、その是正に努めることとします。

人口が30万人以上になると、事業所税（都市環境の整備及び改善に必要な事業に充てるため、市内に所在する事務所又は事業所において行う事業などに対し課する目的税）の課税団体に指定されることとなりますが、これについては、合併特例法第10条第2項の規定により、5年間は課税団体の指定が延期されます。

※ 税制改正により平成16年度からは、均等割額は市町村の人口規模に関係なく一律3千円に統一されることが予定されています。

6. —これまでの検証を通して—

これまでの検証を通して、2市1町地域は、歴史的・地理的にも行政的にも密接な関係があり、域外通勤者が多いことや産業構造など多くの類似性がみられ、全体からみると住宅都市として同質性を有しているとともに、同一の商圈を構成するなど一体的な生活圏が形成されていることが明らかとなりました。また、各市町が目指しているまちづくりの方向性も『市民とともに、環境に配慮しつつ、活気のあるまちづくり』と共通しています。

2市1町が合併すると人口は30万人を超え、これは、秋田市（秋田県）、富山市（富山県）、高松市（香川県）、高知市（高知県）、那覇市（沖縄県）などの県庁所在都市や中核市とも並ぶ水準となります。これら地域における中核都市の財政規模は、例えば埼玉県内の人口30万都市の例を挙げると、歳入額は800億から900億円規模、普通建設事業費は130億から200億円の規模となっています。また、このような人口30万都市は、行政サービスの効率的供給の観点から、ほぼ『最適規模の都市』であると言われています。

行財政の効率化の面では、合併することによって事業の統合や一般管理職員の減少などにより経常経費の削減が可能となるほか、施設整備などの公共事業に合併特例債という有利な地方債を活用することによって節約することのできた一般財源は、教育、福祉などソフト面での市民サービスの維持・向上に振り替えることが可能となります。

また、地方分権の面では、人口が30万人を超えると保健所政令市として保健所を自ら設置及び運営することができるようになり、市民の健康増進に大きく寄与することができます。

さらに、首都圏の中核都市として地域のイメージアップが図れるほか、地方財政が厳しい状況にある中で、2市1町の共通課題である環境に配慮した東部地区への第二環境センターの整備やその周辺整備、あるいは中央図書館、美術館、郷土資料館などの文化施設、コミュニティ施設やスポーツ施設、高齢者ふれあいセンターや小児救急医療体制の整備、さらには小・中学校の大規模改修などの取組みを早めることが可能となります。

これにより、武蔵野の緑豊かな、住んで良かったと住む人が誇れる住宅都市として、また、桶川市のさいたま文学館もあるような文化都市として、あるいは、教育や福祉のサービス水準が高く、伊奈町の県立がんセンターもあるような安心・安全都市として、さらなる発展を遂げる可能性が増大します。

なお、これら公共施設の整備は2市1町内の建設産業の活性化にも寄与し、低迷する地域経済の回復に大きな役割を果たすものと考えられます。

土地利用の面からみると、上尾・桶川・伊奈の圏域は、圏央道・上尾道路・第二産業道路の結節により関越道・東北自動車道との広域的幹線道路網が形成されることから、内陸型の産業集積や物流拠点として発展する可能性を含んでいるほか、道の駅の設置などにより近郊農業の発展も展望できるものと考えられます。また、この圏域では、県立がんセンター、精神保健総合センター、血液センターや、薬科大学の新設などにより、今後、医療系ゾーンとしての発展も期待されます。

市（町）内交通では、2市1町ともに100円の市（町）内循環バスを運行していることから、これらの増便や JR 高崎線の上尾、北上尾、桶川駅など、あるいはニューシャトルの駅への相互乗り入れなどの対応も可能となります。

このような圏域の姿は、首都圏の中核都市として、また地方分権の進展を担う基礎的自治体として、さらに今以上に自立度の高い市として、将来都市像が展望できるものであると考えられま

す。

合併によるデメリットと考えられている、市民の声や意見が反映しにくくなることや役所・役場が遠くなって不便になるといった懸念は、市民の参加機会の拡充や支所機能の充実などデメリットを最大限小さくするよう努めることにより、解消していくことができ得るものと考えられます。

以上のことから、上尾市、桶川市及び伊奈町のさらなる発展に向け、合併に伴うメリットを伸ばし、デメリットを少なくする方策を検討することは、地域住民にとって真の豊かさを実現するための重要な方策であると言えます。そのために、将来目指すべき「新しいまちづくり」の将来像と方向性を明確に描き、その実現に向けて具体的な協議を速やかに開始する必要があります。

なお、市町村合併の協議にあたっては、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく特例措置を最大限活用することが肝要であることから、早期に法律に基づいた「合併協議会」を設置し、住民・議会・行政が一体となって、将来を展望した具体的な合併協議を行う必要があります。

平成16年3月
《合併研究担当課》
上尾市企画財政部総合政策課
桶川市政策審議室
伊奈町企画調整課